

## 行事の共催、後援、および、協賛に関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、放射線分科会が放射線分科会以外のものを行う行事を共催、後援および協賛することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

#### 第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 放射線科学に関する国際会議、研究会、シンポジウム、講習会、その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛同することをいう。

### (承認の基準)

第3条 放射線分科会は、次の各号のすべてに該当する行事について、共催、後援又は協賛をすることがある。

- (1) 放射線科学の発展に有益であると認められるもの
- (2) 団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの
- (3) 放射線分科会会員が主催者、または運営メンバーに含まれているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については、共催、後援又は協賛をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) その他放射線分科会で不適當と認めるもの

### (申請等)

第4条 放射線分科会の共催、後援又は協賛を申請しようとする者は、共催(後援、協賛)承認申請書(任意書式)を行事の開催の概ね 30 日前までに放射線分科会に提出しなければならない。

2 放射線分科会は、前項の申請書を受けたときはすみやかに承認するかどうかを通知するものとする。実施に関し、共同主催者として費用負担が生じる可能性のある共催の行事に関しては、

幹事会の承認を必要とする。その他については、幹事長および副幹事長の合議で承認するかどうかを決定し、幹事会に報告するものとする。

(報告)

第 5 条 放射線分科会は、共催する行事の主催者に対し、実施報告書(任意書式)の提出を求める。

(内規の改訂)

第 6 条 本内規は、放射線分科会幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、2022 年 9 月 21 日から施行する。